

【ユニット型個室】
【介護予防短期入所生活介護】

要介護度 区分	基本単価 (1割負担)	サービス提供体制 強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベース アップ等支援加算	介護保険負担 限度額認定	食費(1日)	居住費(1日)	1割負担 利用料金 (1日)	2割負担 利用料金 (1日)	3割負担 利用料金 (1日)	被爆者健康手帳有 (1日)
要支援1	523	22	1ヶ月総単位数× 8.3%	1ヶ月総単位数× 2.7%	1ヶ月総単位数× 1.6%	第1段階	¥300	¥820	¥1,744	¥4,699	¥5,324	¥1,120
						第2段階	¥600	¥820	¥2,044			¥1,420
						第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥2,934			¥2,310
						第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,234			¥2,610
						第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,075			¥3,451
要支援2	649					第1段階	¥300	¥820	¥1,888	¥4,988	¥5,757	¥1,120
						第2段階	¥600	¥820	¥2,188			¥1,420
						第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,078			¥2,310
						第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,378			¥2,610
						第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,219			¥3,451

【短期入所生活介護】

要介護度 区分	基本単価 (1割負担)	夜勤職員配置加算Ⅱ	サービス提供体制 強化加算Ⅰ	介護職員処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベース アップ等支援加算	介護保険負担 限度額認定	食費(1日)	居住費(1日)	1割負担 利用料金 (1日)	2割負担 利用料金 (1日)	3割負担 利用料金 (1日)
要介護1	696	18	22	1ヶ月総単位数× 8.3%	1ヶ月総単位数× 2.7%	1ヶ月総単位数× 1.6%	第1段階	¥300	¥820	¥1,963	¥5,137	¥5,980
							第2段階	¥600	¥820	¥2,263		
							第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,153		
							第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,453		
							第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,294		
要介護2	764						第1段階	¥300	¥820	¥2,041	¥5,293	¥6,215
							第2段階	¥600	¥820	¥2,341		
							第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,231		
							第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,531		
							第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,372		
要介護3	838						第1段階	¥300	¥820	¥2,125	¥5,462	¥6,468
							第2段階	¥600	¥820	¥2,425		
							第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,315		
							第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,615		
							第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,456		
要介護4	908						第1段階	¥300	¥820	¥2,206	¥5,623	¥6,709
							第2段階	¥600	¥820	¥2,506		
							第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,396		
							第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,696		
							第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,537		
要介護5	976						第1段階	¥300	¥820	¥2,282	¥5,775	¥6,938
							第2段階	¥600	¥820	¥2,582		
							第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥3,472		
							第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥3,772		
							第4段階	¥1,445	¥2,006	¥4,613		

※上記の料金は、1単位×10.17円(地域区分)で計算されています。

※「食費」は利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

○上記に示す加算以外も該当される方は下記の加算が追加となります。

加 算	単位数	備 考
送迎加算	184単位/片道	施設から自宅まで送迎を行った場合
療養食加算	8単位/回	医師の指示により疾病治療の手段として治療食を必要とする方
長期利用者に対する減算	－30単位/日	30日以上連続利用をした場合
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急利用者の受け入れをした場合(原則7日,やむを得ない場合14日)

※ご利用の際は、介護保険負担限度額認定の申請をお願い致します。すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

※介護保険料の負担割合については介護保険負担割合証をご確認ください。